破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２４９号
群馬県渋川市渋川940番地５　中沢アパート
破産者　室本　和秀
１　決定年月日　平成22年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２５０号
群馬県渋川市渋川940番地５　中沢アパート
破産者　室本　和子
１　決定年月日　平成22年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第７４２号
仙台市宮城野区五輪２丁目15番２号
破産者　高見　康一
１　決定年月日　平成22年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８０５号
仙台市泉区黒松３丁目２番５―204号
破産者　笠原　満枝
１　決定年月日　平成22年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６１号
栃木県佐野市石塚町2706番地
破産者　藤倉　　榮
１　決定年月日　平成22年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第６２号
栃木県佐野市石塚町2706番地
破産者　藤倉美智子
１　決定年月日　平成22年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２０年（フ）第６０５号
埼玉県越谷市大字南荻島4382番地10
破産者　羽深　周二
１　決定年月日　平成22年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６号
埼玉県草加市氷川町1480番地１野嶋アパート201号
破産者　松浦　秀在
１　決定年月日　平成22年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３００号
埼玉県春日部市小渕118番地１ＮＩＣＥ・ＵＲＢＡＮ春日部704号
破産者　橋本　　暁
１　決定年月日　平成22年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４６７号
岡山県倉敷市二日市389番地１　パンションＮ202号室、開始決定時の住所岡山県倉敷市羽島63番地10
破産者　横山　清美
１　決定年月日　平成22年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第９５３号
仙台市宮城野区高砂１丁目６番地の３　ハイツ福室105
破産者　山田　基輝
１　決定年月日　平成22年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２９号
秋田県由利本荘市岩城二古字横砂子１番地102パープルシャトー眺望台506号、旧住所秋田県由利本荘市岩城内道川字新鶴潟70番地２
破産者　佐藤　　龍
１　決定年月日　平成22年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第５２号
茨城県土浦市下高津２丁目12番15号
破産者　相沢　晴美
１　決定年月日　平成22年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２８５号
茨城県筑西市乙268―２、開始決定時の住所茨城県筑西市成田516番地５
破産者　倉持　博子
１　決定年月日　平成22年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第９２号
茨城県坂東市猫実808番地４
破産者　髙橋　克實
１　決定年月日　平成22年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２０年（フ）第６８３号
東京都港区海岸１丁目６―１　326号、住民票上の住所岐阜県美濃市2532番地１
破産者　鈴木　哲也
１　決定年月日　平成22年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第６８４号
岐阜県美濃市2532番地１
破産者　鈴木　淳子
１　決定年月日　平成22年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２７００号
大阪市鶴見区今津北５丁目10番20号
破産者　中井　武夫
１　決定年月日　平成22年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４８８号
大阪府寝屋川市高倉１丁目25番４号
破産者　カーヴ隠れや鴻池新田店こと　陵本　真史
１　決定年月日　平成22年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部